北薩摩のたけのこ生産新規参入者発掘事業仕様書（案）

第１　業務名

北薩摩のたけのこ生産新規参入者発掘事業業務委託

第２　業務の目的

北薩地域の豊富なたけのこ資源を活用し、新規参入者を発掘するための「たけのこ掘り選手権（仮称）」を実施し、参加者にたけのこの生産過程を体験してもらうとともに、地域住民等を対象としたイベント開催を通じて、生業としてのたけのこ生産への興味・関心を高める。

第３　実施期限　　令和９年３月 29 日（月）

第４　委託業務の内容

１「たけのこ掘り選手権（仮称）」の企画・運営

たけのこ掘り選手権（仮称）の企画・運営を以下の内容を満たした形で行うこと。

（１）次の場所で行うこと

出水市高尾野町大久保 6656-14 ほか 4（約 0.7ha）

（２）次の日時で行うこと

日時：令和９年３月 13 日（土）（翌日 14 日を予備日とする）

（少雨決行とする。）

（３）次の内容を満たすこと

ア　参加者が掘った「たけのこ」が収益になることを体感できること。

（掘り取ったたけのこについては、竹林所有者から持ち帰りの了承を得られているため、買取は発生しない。また、掘り取りに必要な道具（クワ等）は県が貸し出しを行う）

イ　地元生産者との交流やたけのこの加工・流通の仕組みを知ることができること（例：生産者による座談会等）。なお、講師（生産者）は北薩地域振興局が依頼する。また、下記２のイベント会場で行うこと。

ウ　掘り取り競技の内容については、以下のとおりとする。

・募集部門：ファミリー部門、一般部門（１部門１時間以内の２部制）

・募集人数：40 名程度（ファミリー部門 10 組、一般部門 20 名程度）

・評価基準：県が設けている早掘りたけのこの評価基準を参考とする

・表　　彰：部門ごとに表彰を行う

エ　参加受付や掘ったたけのこの審査及び表彰は下記２のイベント会場で行うこと。

オ　参加費を徴収する場合は、一人 2、000 円を超えないこと。また、得られた収入は本事業費として活用すること。

カ　賃借料 3 万円を土地所有者へ支払うこと。

キ　集合場所は、イベント会場とし、たけのこ掘り選手権（仮称）会場までの

移動手段の調整確保を行うこと（会場隣接地の市有地に、マイクロバス１台分駐車スペース確保済（駐車料は発生しない））。

ク　参加者に対して、レクリエーション保険等の保険に加入すること。

２　地域住民等を対象としたイベントの企画・運営

イベントの企画・運営を以下の内容を満たした形で行うこと。

また、イベントの名称については提案し、委託者と事前に打ち合わせること。

（１）次の場所で行うこと

JA いずみ本所駐車場（使用料は発生しない）

（２）次の日時で行うこと

日時：令和９年３月 13 日（土）（翌日 14 日を予備日とする）

（少雨決行とする。）

（３）次の内容を満たすこと

ア　鹿児島県のたけのこの生産や PR につながる催しを実施すること。

（例：たけのこ料理のふるまいやたけのこ製品の販売等）

イ　たけのこ生産に関することを相談できる窓口を設置すること。なお、相談相手は北薩地域振興局が依頼する。

ウ　たけのこ掘り選手権（仮称）の受付や会場への送迎バス乗降地、掘ったたけのこの審査・表彰地としてのスペースを確保すること。

３　広報・PR の実施

たけのこ掘り選手権（仮称）やイベントの効果的な広報・PR を以下の内容を満たす形で行うこと。

（１）実施の２ヶ月以上前から広く周知をはかること。

（２）北薩地域振興局 HP や北薩地域振興局農林水産部インスタグラム等に掲載するチラシ（電子データ）と紙媒体でポスター100 部以上、チラシ 2、000 部以上作成すること。

（３）北薩地域振興局 HP や北薩地域振興局農林水産部インスタグラム等で発信するためのイベント開催等の動画、写真等の素材を提出すること。

４　アンケートの実施

アンケート内容は、以下の内容を踏まえた上で県と事前に打ち合わせること。

（１）たけのこ掘り選手権（仮称）参加者を対象に、たけのこ生産に対する意欲・要望等を収集し、アフターフォローに繋げる目的で実施する。

（２）イベント来場者を対象に、たけのこ生産の取組意欲やイベントの感想等を聞くことで、今後の事業の参考とする目的で実施する。

５　その他

たけのこ掘り選手権（仮称）やイベントの開催にあたっては、実行委員会を設置していることから、実行委員会の一員となり必要に応じて参加すること（２回実施する予定）。

第５　実施報告書の作成

業務完了後、速やかに実施状況をまとめた報告書を作成・提出すること。

（１）提出期限：令和９年３月 29 日（月）

（２）提出内容：・たけのこ掘り選手権（仮称）及びイベントの実施内容
・アンケート実施内容（集計結果含む）
・業務実施にあたって制作した成果物（電子データ）
・その他委託者が必要と認めるもの

第６　その他留意事項

（１）　本業務に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。

（２）　本業務に関する著作権その他の権利は、全て北薩地域振興局林務水産課に帰属する。

（３）　本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、委託者と北薩地域振興局林務水産課で相互に協議を行うものとする。

（４）　県は、本業務の執行に当たって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た個人情報や秘密を他に漏らしてはならないものとする。

（５）　業務の進捗状況や経過について、委託者に毎月１回以上定期的に報告するものとする。